

小中免許状の併有を支援するための教職課程認定基準の改正について

「これからの学校教育を担う教員の在り方について(平成26年11月6日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会報告)」において、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の併有を支援するため、「大学の教職課程の内容の見直しを検討する中で、例えば学校種別ごとに修得が求められている教職科目等の統合、小・中学校全体を俯瞰した児童生徒の発達の段階や教育問題に係る指導の充実などについても検討を進めていくことが重要である。」とされた。このことに対応するため、教職課程認定基準について、所要の改正を行う。

1. 小学校教諭及び中学校教諭の教職課程における「教職に関する科目」の授業科目の共通開設について(現状)

小学校教諭及び中学校教諭の教職課程を置く学科等について、現行の教職課程認定基準では、以下の各事項及び教育実習は授業科目の共通開設が認められていない。

| 各科目に含めることが必要な事項 | 共通開設可能な範囲 |
|--|--|
| ① 教育課程の意義及び編成の方法 ② 教育の方法及び技術 ③ 教育相談の理論及び方法 | <u>幼小</u> <u>共通開設可能</u> <u>中高</u> <u>共通開設可能</u> |
| ④ 特別活動の指導法 ⑤ 生徒指導の理論及び方法 ⑥ 進路指導の理論及び方法 | <u>小</u> <u>単独開設</u> <u>中高</u> <u>共通開設可能</u> |
| ⑦ 道徳の指導法 | <u>小</u> <u>単独開設</u> <u>中</u> <u>単独開設</u> |

2. 小学校教諭及び中学校教諭の教職課程において授業科目を共通に開設できる範囲の拡大

前述の教員養成部会報告を踏まえ、以下のとおり小中間の共通開設を可能とすることが適当と考えられる。

| 各科目に含めることが必要な事項 | 共通開設可能な範囲 |
|--|---------------------------|
| ① 教育課程の意義及び編成の方法 ② 教育の方法及び技術 ③ 教育相談の理論及び方法 | <u>幼小中高</u> <u>共通開設可能</u> |
| ④ 特別活動の指導法 ⑤ 生徒指導の理論及び方法 ⑥ 進路指導の理論及び方法 | <u>小中高</u> <u>共通開設可能</u> |
| ⑦ 道徳の指導法 | <u>小中</u> <u>共通開設可能</u> |

小中間の共通開設可能な範囲

| 教職に関する科目 | 各科目に含めることが必要な事項 | 改正案 | 現行 |
|------------------------|--|-----|----|
| 教職の意義等に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 | ○ | ○ |
| 教育の基礎理論に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | ○ | ○ |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | ・教育課程の意義及び編成の方法 | ○ | × |
| | ・各教科の指導法 | × | × |
| | ・道徳の指導法 | ○ | × |
| | ・特別活動の指導法 | ○ | × |
| | ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | ○ | × |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | ・生徒指導の理論及び方法 | ○ | × |
| | ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | ○ | × |
| | ・進路指導の理論及び方法 | ○ | × |
| 教育実習 | | × | × |
| 教職実践演習 | | ○ | ○ |

3. 教職課程認定基準の一部改正について

上記2のとおり、教職課程認定基準「4－8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例」において、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程に共通に開設できる科目について、所要の改正を行う。